

7－(3) 区域の指定状況（平成23年3月末現在）

1 要措置区域（法第6条）

指定なし

2 形質変更時要届出区域（法第11条）

指定 番号	指定 年月日	所在地	区域の 面積	指定基準に適合しない 特定有害物質
指形- 002	H23.1.14	出水市大野原町2042番2の一部，2080番の一部，2141番2の一部	2,553m ²	六価クロム化合物，鉛及びその化合物，砒素及びその化合物，ふっ素及びその化合物，ほう素及びその化合物
指形- 003	H23.1.14	鹿屋市札元一丁目3121番2の一部	100m ²	水銀及びその化合物